

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 株式会社ふくむすめ
- (2) 代表者名 代表取締役 江濱 貴子
- (3) 所在地 大阪府東大阪市友井一丁目3番13号

2 対象事業所

- (1) 名 称 ヘルパーステーション my
- (2) 事業種別 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
- (3) 所在地 大阪府東大阪市友井一丁目3番13号
- (4) 指定年月日 令和2年11月1日

3 指定の取消日

令和6年7月1日

4 処分理由

(1) 訓練等給付費の不正請求（法第50条第1項第6号）

指定居宅介護の3名の利用者について、サービスを提供する予定がないにも関わらず、利用契約を締結し、令和2年11月から令和5年11月までの期間における架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。

(2) 虚偽の報告（法第50条第1項第7号）

- ・ サービスの提供記録や従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、虚偽の書類を作成し、本市に提出した。
- ・ 法人代表者は、監査の聴き取りにおいて、雇用実態のない4名の従業者が実際に勤務しているように装うため、また、実態がないサービスの提供を実際に行ったかのように装うため、虚偽の報告を行った。

(3) 他法令違反（法第50条第1項第10号）

居宅介護と一体的に運営する訪問介護のサービスにおいて、介護保険法第77条第1項第6号で定める不正請求に該当した。

5 事業者に対する経済上の措置

(1) 東大阪市分

不正請求額	14,377,402円
加算額を含めた返還額	20,128,362円

(2) 東大阪市以外分

不正請求額	0円
加算額を含めた返還額	0円

6 欠格事由該当者

江濱 貴子 (株式会社ふくむすめ 代表取締役)

江濱 翔也 (株式会社ふくむすめ 取締役)

東大阪市福祉部指導監査室
障害福祉事業者課
電話：06-4309-3187